

## 会 議 の 経 過

委 員 長（高坂 茂君）

おそろいになりましたので、始めたいと思います。

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席願います。

委員長ちょっと風邪気味で声がかすれておりますが、よろしくご協力をお願いします。

ただいまの出席委員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算特別委員会を開会いたします。

開議（午前10時00分）

委 員 長（高坂 茂君）

六戸町議会委員会条例第18条の規定により、出席要求した者及び委任による出席者の氏名についてはお手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

委員及び理事者側の皆様をお願いいたします。

質疑は決算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示して発言の上、簡潔にお願いします。

また、答弁も簡単に、簡潔をお願いいたします。

なお、質疑に関しましては、従来は3回を限度としておりましたが、今回より回数は無制限となります。

議事進行上、歳入は3款ずつ、歳出は2款ずつ質疑を受けますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、これより認定第1号 平成26年度六戸町一般会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

それでは、認定第1号 平成26年度六戸町一般会計決算認定について、お手元の決算報告

書に基づきご説明申し上げます。

決算報告書の3ページをお開きください。

平成26年度の六戸町一般会計決算は、最初に決算規模ですが、歳入が53億4,416万1,000円で、対前年度比5.5%の増、歳出では51億3,735万1,000円で、対前年度比6.9%の増となりました。

第2表をごらんください。

歳入歳出差引額2億681万円から翌年度に繰り越すべき財源2,654万9,000円を控除した実質収支は1億8,026万1,000円の黒字となりました。

なお、このうち1億円を基金に繰り入れしております。

また、財政運営の健全度をはかる指標として用いられます経常収支比率は89.3%となり、平成25年度より3.3%増加いたしました。

5ページの第4表をごらんください。

歳入の款別決算額、対前年度比較といたしましては、主に4款配当割交付金、6款地方消費税交付金、12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料、15款県支出金、18款繰入金、及び19款繰越金などが増加したのに対し、1款町税、2款地方譲与税、5款株式等譲渡所得割交付金、8款自動車取得税交付金、10款地方交付税、14款国庫支出金、16款財産収入、17款寄附金、20款諸収入及び21款町債などが減少いたしました。

また、特定財源比率は第5表のとおり26.0%、自主財源比率は第6表のとおり30.1%となっております。

なお、歳入の内訳につきましては、6ページから13ページにかけて款を追って掲載しております。

次に、歳出の主な内容につきましては、15ページからの2性質別歳出に基づきご説明申し上げます。

次のページ、16ページの第9表をごらんください。

まず、義務的経費につきましては、前年度増減比較で9,819万1,000円、5.0%の増となりました。その内訳といたしましては、人件費が3.2%増、扶助費が10.7%増、公債費が0.9%減となっております。

続いて、その他の経費は前年度比較1億1,224万2,000円、4.9%の増となっております。内訳といたしましては、物件費が1.3%増、維持補修費30.0%減、補助費等16.7%増、積立金30.6%減、投資及び出資金、貸付金が62.3%減、繰出金11.3%増となっております。

投資的経費の普通建設事業費では、前年度比較1億3,815万1,000円、26.6%の増となっております。その内訳といたしましては、補助事業が28.3%の増、単独事業が32.5%の増、県営事業が4.9%の減となっております。

18ページからは、平成26年度決算における施策の概要を、款を追って掲載しております。なお、巻末の83ページからは、参考資料といたしまして第4次六戸町総合振興計画目標指標実績調を掲載しております。

以上で、一般会計決算報告書の説明といたします。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

最初に、歳入歳出の総括について質疑を受けます。

白い方の一般会計決算書の1ページから18ページまでです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、歳入事項別明細書の1款から3款までの質疑を受けます。

19ページから24ページまでであります。

（「こっち側でいうと何ページ」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、4款から6款までの質疑を受けます。

23ページと24ページであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、7款から9款までの質疑を受けます。

23ページから26ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、10款から12款までの質疑を受けます。

ページ数は25ページから30ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、13款から15款までの質疑を受けます。

29ページから46ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、16款から18款までの質疑を受けます。

45ページから50ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、19款から最終21款までの質疑を受けます。

49ページから58ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

以上で、歳入の質疑を終わります。

続きまして、歳出の質疑を受けます。

最初に、1款から2款までの質疑を受けます。

59ページから94ページまでであります。

質疑ありませんか。

5番、下田委員。

5番（下田敏美君）

2、1、3、8です。70ページですが、ふるさと納税寄附謝礼ですが、ふるさと納税は43万円と、何か余りに少ないような感じもします。やっぱり魅力のある謝礼が一番納税されているような気がします、よその町村です。

ですから六戸もおいしい和牛がありますので、そういう魅力のある、見ると和牛とかそういうのが一番人気があるみたいですので、六戸の特産品、和牛も入ると思いますので、その辺の品目をもう少し考えて、魅力ある品目をお返ししたらどうかと思いますが。

委員長（高坂 茂君）

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

ふるさと納税のお返しといたしますか、今現在、町の特産品であります野菜のセットの詰め合わせをお礼という形で提供しております。過剰な返礼品は遠慮してくださいという国からの指導もございますので、余り高額になるようなものはもともと考えておりませんが、今の質問がありますので、予算の範囲内でできるようであれば検討してまいりたいと思います。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

5番、下田委員。

5番（下田敏美君）

農協のあれはセットですね、ナガイモ、ゴボウ、ニンニクが中心だと思いますけれども、ただ見るとやっぱりいいものをくれたところが、納税額が、中には15億いっているところもありますけれども。やっぱり上からの指導だけじゃなくて、そこでひとつ一考してやったらどうか。ちょっと六戸の和牛はセットにしてやったらいかがですか。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

おっしゃるとおり、魅力ある形のもの示せるのが一番ベストだろうというふうには思います。ただ六戸の特長として相対的に言えることは、製品化、商品化されていないというのがありまして、ほかの地域のいろいろな方とお会いするんですが、やっぱり民間やいろいろ

なところに品物がございます。それらを整えながら示しているというのがありますが、六戸はなかなかそういう状況はありませんので、こちらでしゃべると役場で作ってくれみたいな形になるものですから、例えば和牛に関しましても、子牛生産は非常に高いんでありますけれども、牛肉としての部分をよそに売ることは、地元で製品化というのは余りやっていないものですから、牛肉に関しましては可能かどうかは確認してみたいなというふうに思います。

日本全国、いろいろな和牛、たくさん示されていますので、ネームバリューのあるところは同じような牛肉でも有名になりますがどうなのか、実際に牛を飼育している方々、そして製品化が可能なのかどうなのかをちょっと確認してみたいなと、関係機関と話し合ってみたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

5番、下田委員。

5番（下田敏美君）

ひとつセットとして和牛を考えてもらえば、食べた人は、いや六戸の和牛はおいしいというPRにもなると思いますので、ぜひ考えてほしいなと要望して、私の質問を終わります。

委員長（高坂 茂君）

回答はいいですか。

7番、河野委員。

7番（河野 豊君）

81ページ、町税のことですけれども……

委員長（高坂 茂君）

中段、上段、下段という形で言ってください。中段ですか、上段ですか。

7番（河野 豊君）

中段ですね。決算報告書の24ページをちょっと開いていただけますか。こちらのほうで質

聞させていただきたいと思います。

ここで（３）として、滞納整理状況ということがついておりますけれども……

（発言する声あり）

委員長（高坂 茂君）

続けてください。

7 番（河野 豊君）

24ページのところの、滞納整理状況ということなんですけれども、24年度から県下一斉に青森県市町村税滞納整理機構というのが組織されました。六戸町も当然それに参加されていると思いますけれども、この滞納の整理状況が以前より改善しているような気がするんですけれども、税滞納整理機構に入ったあとの状況がどうなったのか、よくなったのか悪くなったのか、そこをまず説明してください。

委員長（高坂 茂君）

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

おっしゃるとおり、滞納整理機構が活動を始めてからは、特に難易度の高い滞納者の方々の徴収率は改善しております。

以上でございます。

委員長（高坂 茂君）

7 番。

7 番（河野 豊君）

それでは24ページの③の不納欠損の状況というところを見ますと、上のほうに生活困窮者、それから居所不明、その他とあります。生活困窮者、居所不明というのは見れば当然わかりますけれども、その他のところも金額的には結構大きいんですね。その他でひとくくり



れてしまうとなかなか見えづらいところもあるので、具体的にその他というのがどういうものを指しているのか、その内容の説明を求めたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

ご説明いたします。

決算報告書のほうのその他の部分になりますけれども、固定資産税の税額がかなり大きいのでございますが、これは先日委員会でも申し上げましたけれども、今回倒産した会社が長きにわたって所有していた土地について、もう徴収は不可能と、徴収できないと今回判断して、かなり前からのものも不納欠損にしたためにここが大きくなっております。

以上でございます。

委員長（高坂 茂君）

7番。

7番（河野 豊君）

町税の徴収については、いろいろまた税務課のほうでも腐心されていることだと思いますけれども、今後やっぱり町税の収入がないことには町政の運営というのはできませんので、どうかいま一步踏み込んだ徴税に邁進されるようまずお願いいたしまして、質問を終わります。

委員長（高坂 茂君）

5番。

5番（下田敏美君）

すみません。もう一つ質問忘れまして。

2、1、8、13です。78ページです。

番号制度に伴う住基システム改修業務ですが、2週間ほど前、回覧で知らせがありました。番号制度、マイナンバー制度が始まりますという、回覧にもありますけれども。わたしのと

ころに、3人から電話がきました。よく見てもなかなか理解できない、回覧だから放っておくわけにもいかないと。それぞれ言い分は何かといえば、説明会をやらしてもらえればなという話をしました。広報にも載っています。マイナンバー制度が10月5日からスタートというふうに載っていますけれども、こっちの南、中、例えば小松、3カ所くらいですね、どれだけ来るかわからないですけれども、説明会をしてもらえるのでしょうか。

委員長（高坂 茂君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

マイナンバー制度についての説明会をしてほしいという質問なんですが、マイナンバー制度については国や関係機関からも情報については随時広報とかチラシとかホームページに載せている状況なんですが、まだ不確定な部分がありまして、私のほうとしても説明ができない部分もまだありますので、今のところは説明会とかそういう形はとる予定はないです。

ただ、テレビ等でもやっていますので、その都度そういうPRになった部分についてごらんになっていただいてご理解していただく、今の段階だとそういう形しかないのかなと、まだ他町村でもそのような形で住民に対しての説明会等やったという事例はちょっと聞いておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

5番、下田委員。

5番（下田敏美君）

今の説明聞くと、役所的な優秀な説明なんですが、ただ一般住民から言わせると、1月でスタートすると。中身を見ると税金、中には口座番号まで分かるんじゃないかと、いろいろなうわさが、住民の首を絞めるといううわさも出ています。ですから、やっぱり国からの指針だけでは心配だからそうなんだということじゃなくて、1月スタートですから、何とか柔軟な態度で考えてほしいと、町長に申し上げます。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

マイナンバー制度にかかることだと思いますが、今担当課長からも話ありましたけれども、私もかなり以前からマイナンバーだとどういふふうになるという話を聞き取れと、住民の側から見て何がいかということの酌み取れという話をよくしてまいりました。はっきり言いまして私が聞いた範囲の中には、今これは特別住民に大きくメリットというのは現段階ではありません。ただ、それぞれ住民一人一人に番号が、名前以外に割り振られるんだということ、それから通帳や何かにもその番号が利用されて、子供の名義であろうがどなたの名義であろうが、ある一定のものは全てその人のものというのは番号と並列してチェックされるということがわかっているだけでございまして、新聞等で御存じのとおり年金等においてはいろいろなトラブルがあったからを理由にしておりますけれども、要は整わないからだと私は思っていますが、それが組み込まれているわけではありません。それから、将来においてこのような生活保護のほうとか生活保障のほうとか、実はそういうふうにやっていくということでありまして、いつどうなるかは私どもの末端の自治体としてははっきりと申し上げられる状況にないのが事実でございます。税務署等は把握できるので非常に管理上楽だと思いますが、税務署のほうも税務のためだけにやられると困ると思うのか、余り積極的に説明はしておりません。

ですから、今、とにかくあなたは名前以外に番号というものの判断でこれからいろいろなことが流れていきますよと、把握もされますけど、将来においてはあなた方自身にとってメリットがありますよという範囲をわかっているだけでして、私どもも説明会等を開いて詳しく言ってくれというのであれば、番号が振られますというレベルしかお話できない。個々に皆さんの生活パターンがいろいろあるかと思いますが、その際にはご面倒でも出向いてきてその家庭の事情等に照らし合わせながら、マイナンバーはどういうようになるかということをご確認いただければ、私どももわからない点は関係機関のほうに問い合わせながらその方にお教えできるのではないかなというふうに思っています。

今、総括的な意味合いで語るというのは、番号が振られるということ以外はなかなか役場としても説明会を開いても説明しにくいというのが、正直申し上げて、それじゃ申し上げますけれども、私こういう状況の中でスタートするのはどういふふうになるのかなと、ちょっと疑問的な部分を私個人的には持っておりますので、今総括的に役場の側で皆さんにこうで

すというような、わからない点というのは書いてあるとおりです、どうなるかちょっとそっちはまだ確認できませんがということしか言えないのが今の状況ではないかなというふうに捉えている次第でございます。

委員長（高坂 茂君）

5番、下田委員。

5番（下田敏美君）

私の記憶では、この制度が50年くらい前から話があったと思います。国民の反対で立ち消えになる、何回も繰り返してきたんですが、でもここまできたということです。ですから住民は決して納得していない部分が多々あると思いますので、納得した上での制度施行してほしいなど。ですから1月までまだ時間がありますのでいろいろ考えてほしいなど、住民に納得させるためにいろいろ考えてほしいと思います。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

まずは先ほど申し上げたとおりでございますので、指導的な関係者のほう、中間で聞いても多分わからないと思うんですが、県の人やそういう方々からちゃんとチェックした中で、わかる場合は的確にお知らせしながら、みんなで理解していこうというふうに努めてまいりたいと、またそうしなければならないなと思っています。

ただ番号が振られますよということだけは今現段階では間違いないことでございますので、それ以外にどのように応用するかは個人の差も、先ほど申し上げたとおりあります。でもそれよりも具体的にデータが入っていないものをどういうふうにするんだという部分もありますので、当町ですら躊躇しておりますから、失礼ですが他の自治体のデータが整っていないところでどういうふうに対処するのかなという部分もありますので、今たまたま役職もあたえられておりますから、それぞれの各自治体の状況等も伺いながら、マイナンバーに対する理解度を広く住民に伝えるには、各市町村を含めてですが、どのようにすればいいのかはみんなの意見として、また関係者のほうに質問しながら、それがわかり次第みんなで説明

していくように努力してまいりたいというふうに思います。

委員長（高坂 茂君）

2番、杉山委員。

2番（杉山茂夫君）

私からは、先ほど下田委員がふるさと納税について質問されましたが、私もちょっと一般質問で取り上げた手前、もう少し細かい部分を聞きたいと思います。

70ページでございます。実はふるさと納税の謝礼ということで報償費1万6,000円の決済になっております。ここに繰越明許費が11万2,000円ということで、今年度に繰り越したという形になっておりますが、実は昨年ふるさと納税は3件の3万円だったと思います。今回は6件の43万円ということで、実に40万円ふえているわけです。ただ、件数は6件なわけです。

今、ふるさと納税の謝礼の部分で1万6,000円で繰越明許費ですから、年度末あたりに納めた方についてはその謝礼について翌年度、今年度ということで、きっと繰越明許費で勘定しているのかわかりませんが、6件の部分のその辺の部分がどういう形で謝礼になったのか、それが一つ。

それからもう一つは、私もふるさと納税の部分で説明している部分で六戸ブランド野菜のセットについて、大体その目途として5,000円程度というような頭でございましたけれども、その辺の部分が例えばこれはふるさと納税寄附額が2万円以上とか、5万円以上とか、10万円以上とか、きっと43万円の6件ということは多額にされた方もおると思うんですが、その場合の謝礼について、その辺の何というんですか、額的な部分の品物の違いがあるかどうか、この辺も含めてちょっとお伺いしたい。

委員長（高坂 茂君）

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

ただいま、ふるさと納税の件でございますが、基本的に野菜セットは2,000円前後のものを想定しております。昨年度は6件ございましたが、金額で例えば10万円だから1万円の贈

答品とかということはありません。一律でございます。

件数的に合わないのは、昨年度の未払いというのもあれですけど、ちょうど年度末の分があった関係で、26年度で贈呈した方が2件、野菜セットが時期的に秋しか出ないものですから、その関係もあってちょっと時期的にずれて、収入の件数と支出の件数が合わないときがございます。

あとは繰越明許費の11万2,000円につきましては、これは27年度で戦略プランを作成するための繰越明許費でございます、そちらのほうの委員の報償費等で11万2,000円を繰り越していたしております。ふるさと納税とは関係ございません。26年度から27年度の明許していただいた委員の報償費ということで計上しております。そういうことでございます。

よろしく申し上げます。

委員長（高坂 茂君）

2番、杉山委員。

2番（杉山茂夫君）

聞いてみてよかったです。では、野菜セットが2,000円だとすれば、前年度、25年度分の2件と、それとあと26年度分が6件で、8件で1万6,000円というような意味ですね。確認です。

委員長（高坂 茂君）

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

実は1件多額の寄附がございまして、その方につきましては2セットあげた経緯がございます。そのほかは全部1件ということで、ご理解をいただいています。

よろしく申し上げます。

委員長（高坂 茂君）

2番、杉山委員。

2 番（杉山茂夫君）

きっとその多額の寄附も含めて、それについては例えばこれからいろいろなふるさと納税の呼びかけということでされたら、そういう部分がふえた部分になるかと思えます。

いずれにしても何かの形でふるさとを思う気持ちでそれがふえていくことを願いながら、質問ではありませんが、そういうことでいいプランを委員の方たちが持ち寄って、ますますそれが膨らむようにお願いして質問を終わりたいと思えます。

以上です。

委 員 長（高坂 茂君）

あとありませんか。

（「なし」の声あり）

委 員 長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、3款から4款までの質疑を受けます。

93ページから118ページまでであります。

質疑ありませんか。

7番、河野委員。

7 番（河野 豊君）

112ページをお開きください。

下のほうに、環境衛生費のところでごみ不法投棄等監視業務ということで出てきます。予算で、支払い済みが132万7,800円ということについてございます。不法監視で、ちょこちょこ軽トラックで歩いているのを私も見ております。この金額というのはおおむね日数にすると何日ぐらいの日数を考えてというか、実際動いていますか。

委 員 長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（小林 章君）

ごみの不法投棄の監視業務ですけれども、去年はシルバーに委託して、期間は4月から11月いっぱいです。毎週2回、2人一組体制で巡回をしています。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

7番、河野委員。

7 番（河野 豊君）

この不法投棄の監視業務をやられている方は、ゴミ拾いだとか、非常に意識の高い方だと思います。官庁街通りなんかも、私も最近犬を引っ張って散歩しているんですけども、空き缶だとか空き袋だとかが結構捨てられています。その都度拾って歩くんですけども、これは決算ですからの外れかもしれませんけれども、最近ちょっと見ていないような気がしまして、どうなのかなと思って今質問させていただいたんですけども、この不法投棄の監視業務というのはプロの方からいわせると、要は定期的に歩くのではなくて、どちらかという不定期に歩くほうが効果大きいという一般的な考えがありますけれども、ちょっと決算の場合は違うよということもあるかもしれませんけれども、そこはちょっと置いておいて、余り見ていないんですけども、そこを含めてどうなのかということをお知らせ願います。

委員長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（小林 章君）

業務で歩く場所ですけれども、これは町内全域になります。その都度、不法投棄がある箇所を重点的に回るような形になりますので、巡回するルートが一定というわけではございません。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

7番、河野委員。



7 番（河野 豊君）

そうしますと、4月から11月までは2人体制で結構あちこち動いているということの認識でいいわけですね。わかりました。

それから、次のページの不法投棄防止用等監視カメラがありますけれども、これは確か去年でしたか、運用を始めたと思うんですけれども、その運用に当たって効果というんですか、その内容をどのように確認しているのか、期間がどのくらいで確認しているのか、そのところをちょっとお知らせください。

委員長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（小林 章君）

監視カメラですけれども、昨年4台購入して運用しています。設置する場所は不法投棄があった箇所を重点的に設置していますけれども、不法投棄があった場合、その不法投棄のものを撤去して、不法投棄の禁止の看板を立てて、さらに監視カメラを設置します。監視カメラは電池式ですので、大体期間は1カ月ぐらい設置しています。今のところ設置した後、その場所に不法投棄がまた再びあるというような事例はありませんけれども、そういうような形で今後不法投棄があるところを重点的にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

7番、河野委員。

7 番（河野 豊君）

監視業務というのも大切なことの一つではあると思いますけれども、この監視カメラも今のお話を聞くと効果が出ているだろうと思います。そういう意味も含めまして、六戸町が不法投棄で汚い場所にならないような対策をとるということは非常に大切なことだと思うんですね。万が一、投げられてしまうと今度はそこは所有者の責任というようなこともあるようですので、そういうことがないように監視カメラについても、今は4台ということですから

ども、今後ふやしていくという考えはありますか。

委 員 長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（小林 章君）

今現在4台ですけれども、不法投棄というのは1カ所撤去するとまた別な場所というような形で、イタチごっこのような感じになっています。不法投棄の場所とかそういうものも今後を見ながら、必要であれば、ふやせるものであればふやしていきたいというふうに思っています。

以上です。

委 員 長（高坂 茂君）

7番、河野委員。

7 番（河野 豊君）

やっぱり監視カメラをある程度ふやしていくというのは、その事態が発生してからつけるというのももちろん考え方としてはあると思うんですけれども、それを未然に防ぐという力も相当あると思うんですね。ですので、金額的に高い場合があるかわかりませんが、積極的にそういう部分についてはやっていくことをまずお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

委 員 長（高坂 茂君）

回答はいいですか。

あとありませんか。

（「なし」の声あり）

委 員 長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、5款から6款までの質疑を受けます。

117ページから128ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、7款から8款までの質疑を受けます。

129ページから146ページまでであります。

質疑ありませんか。

10番、山本委員。

10番(山本 実君)

土木費のことでお尋ねしたいんですが、今現在、原告が町、被告がササキさんという方で係争中のことについてお尋ねしたいと思います……

(発言する声あり)

10番(山本 実君)

すみません、8款の土木費につきまして、136ページになります。

それで、原告が町で係争中の件があるわけでありましたが、今現在どういうふうな状況になっているのかお尋ねいたします。

委員長(高坂 茂君)

建設下水道課長。

建設下水道課長(松村 茂君)

お答えいたします。先月7月23日の全員協議会のほうで説明いたしましたけれども、ただいま裁判官のほうから和解の勧告があり、現在原告、被告の双方の和解条項案について検討

中でございます。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

10番、山本委員。

10番（山本 実君）

和解について検討中という、もう少し詳細にこの和解についての検討中について、お尋ねしたいんですが。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

今課長から和解のお話をしているという話をいたしました。和解をするということで今調整している段階でございますので、今ご理解いただいている形の中で双方の間が進めば、近々にはご理解いただけるような結果が出てくるかなというふうに、断定はできませんけれども、一応いい方向で報告を受けておりますので、ありがたいご判断をいただいているなど思いながら今いる最中でございます。もう若干何かあるかもしれませんが、今のところではご理解いただける形で進んでおりますので、検討中といえばそういうことになるんでありますけれども、いい方向でご理解いただきながら歩んでいるということでございますので、ご理解いただければと思います。

委員長（高坂 茂君）

10番、山本委員。

10番（山本 実君）

理解をいただけるいい方向で進んでいるというふうな答弁であります。そろそろ解決をしなければならない、町にとりましては一番大きな問題、さらには町内におきましても、どうなんだろう、一番危険な場所であるというふうに申し上げましても決して言い過ぎた言

い方ではないというふうに思います。いい状況で進行中だというふうなことで大変ありがたいことだと思うんですが、当初から町としましても正式な契約に基づいて行ったことでございます。

先般、あれはいつでしたか、8月26日でしたか、和解に向けての話し合いが持たれたのは、十和田の地方裁判所におきまして確か行われたというふうに記憶いたしておりますが、私も傍聴に行かせていただいたわけでありますけれども、あのときにまず非公開というようなことで、内容については耳にすることができなかったんですが、この非公開になったのはいつお決めになったんですか。

委員長（高坂 茂君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

先般8月26日、十和田地方裁判所におきまして午後2時から、いわゆる口頭弁論期日という内容だったと。私どもが皆様にお知らせしたのは、和解期日が8月26日というふうにお知らせしたんですが、当日裁判官のほうでは口頭弁論期日を始めますと、こういうお話でございました。口頭弁論というのは、これはあとで我がほうの代理人にお聞きしたんですが、基本的には公開するというふうなことで始まったようです。ただ、すぐに和解の協議、和解期日を設定しますというふうに裁判官が宣告されました。和解期日に入れば原則は非公開、これは和解の協議ですので、双方の主張がそれぞれ対立する場合というのは当然あるわけでございますから、その和解の支障にならないようにという配慮があったものと思われませんが、裁判官が決定した事項で、ただいまの時間から和解期日に入りますので関係者以外は退席をしてくださいということのお知らせがあったというふうに承知しております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

10番、山本委員。

10番（山本 実君）

非公開にしたのはあれじゃないですか、原告側の申し出によって非公開になったのと違い

ますか。

委員 長（高坂 茂君）

副町長。

副 町 長（保土澤正教君）

原告側が非公開ということではありません。裁判官が非公開というふうに話をして非公開にしたということでございます。

委員 長（高坂 茂君）

10番、山本委員。

10番（山本 実君）

わかりました。もう一度ひもといて、当初のあたりに最初の係争に入る前のことについて再度確認をしておきたいわけなんです、そもそも双方が争わなければならないという理由はどこにあったのか。そして今現在、先ほどの町長の話ですと非常にいい方向に向かって和解が整うというふうに理解ができるような答弁でありました。そもそもの原因はどこにあったのか、これをもう一度お尋ねしておきたいと思います。

委員 長（高坂 茂君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

争うことになったというお話でございますが、基本的には争うということでスタートしたわけではございません。ただ、当時はそれなりに契約がなされて、そして協力者である方がいらっしゃいました、理解をしてくださった。その中における私的な要素等もありましたので、私どもはどうぞ協議をなさってくださいということで、待っているという形がございました。

そういう期間がありまして、しばらく時間がかかったんでありますけれども、そのあとにその当事者である、協力者である方がお亡くなりになられました。その内容は私的なところ

はどういうふうになったのかというのは、私どもが申し述べるあれじゃないとは思いますが、結果的に早くやっていただかなければなりませんので、ある一定時期になってそこにいる方に立ち退いていただきたいという旨のことを伝えました。それがなされないということから、私どもとしてはこのように法的な判断でもってのものをやるのがいいのではないのかと。

当時は、逆に協力者であった方がいらっしゃったものですから、その方を被告みたいな形で捉えるのはいかなものなのかということもありましたので、争うという表現がどうかわかりませんが、対象者にするということはおかしいということもありまして、今のような流れになったということでございます。

委員長（高坂 茂君）

10番、山本委員。

10番（山本 実君）

立ち退いていただきたいというのでまず向こうに申し上げた、いわゆる逆から考えてみますと、住んでいらっしゃる方がいたわけですね。住んでいる方がいらっしゃって、所有者と正式な契約を結んだのに、その住んでいらっしゃる方が立ち退かなかったと。それでそれを立ち退いていただきたいんだと、というふうな答弁だったというふうに理解しますが、これはどうなんですか、所有者、住んでいらっしゃる方にも契約する前の段階において何か町のほうからのアプローチとか、説明とか、そういうようなものが当然されていると思うんですが、それはどうなんですか、あったわけですか、なかったわけですか。

委員長（高坂 茂君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

今の途中の、これまでの経過というふうなことでお話になっておるようでございますが、その辺のことでまさしく調停を経て訴訟になっている案件でございますので、その内容等についてそれがどういう内容で話をして、相手方がどう受けとめて、こちらがどう対応したのかの個別の案件についてはお答え申し上げられないというふうに考えております。

委員長（高坂 茂君）

10番、山本委員。

10番（山本 実君）

私は、過ぎたものについては公開しても何ら差し支えない。これから和解に向けての話し合いについては非公開になっているわけですから、お尋ねしても答えることはできないと思うんですが、過ぎた裁判については何ら答えるのは問題がないと思うんですが。

委員長（高坂 茂君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

裁判は、過ぎておりません。現在まさしく係争中でございます。これが、和解期日が双方この部分納得できないということになれば、まさしく継続する事案でございます。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

山本委員。

10番（山本 実君）

私が申し上げている過ぎた裁判というようなものは、双方が話し合いをして、いわゆる公開になっている部分、裁判録というんですか、それになって一般的な公開になっている部分については申し上げてもよろしいんじゃないんですかということをお願いしているわけなんです。

委員長（高坂 茂君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

一般に公開になっていることということはちょっと理解に苦しむんですが、裁判所のほう



のいわゆる裁判記録、そういうふうなものを指してお話を申し上げているのであれば、それが事実でございます。その内容等について、私ども全てを承知して今ここでお話ししているわけではありません。ある程度代理人に委ねるところは委ねていると、そういうことでございます。

委員長（高坂 茂君）

10番、山本委員。

10番（山本 実君）

しかしながら、全てを把握しておらない、点丸の果てもわからないということは理解するにしましても、今裁判で係争中で一つずつ片づいているものについて把握していないというのが答弁でありますと、余りにも無責任じゃないですか。今現在私がお尋ねしたのは、どういうふうなところまでできているんですかというようなことから今のお話をしているわけなんです。それで係争中で双方が話し合っ、決着と言ったらいいのかな、済んだものについて、裁判録に残っているものについては、大事なものについては、私が今申し上げていることは大事なことだと思うんです。それについて把握をしていないということは、全てについて言えないということは、これはおかしい答弁ではないですか。

委員長（高坂 茂君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

今のお話の件、少し私も理解ができない部分がありますが、裁判所で争っている事案については、原告が立ち退きの建物から立ち退いてほしいという要求をして、それに相手方がいろいろな理由で立ち退いていないということをこれまで話をしてくれていると思います。

ただ、その件についてここまでは原告側が了解した、ここまでは了解しておりませんと、そういう記述にはなっていないかと思います。これまでの訴訟の経過では、双方が主張をしているというふうに理解をしております。

委員長（高坂 茂君）

まだ質疑が続くことと思います。

ここで休憩を入れたいと思います。10分間休憩します。

休憩（午前10時59分）

再開（午前11時10分）

委員長（高坂 茂君）

休憩を閉じます。会議を再開します。

今の件については、かなり堂々めぐりの面があると思います。お互いに建設的に発言をお願いします。

質疑を受けます。

10番、山本委員。

10番（山本 実君）

建設的って、委員長、建設的にお話をしているんです。誤解しないようにしてください。

何もものを壊すような話を私はしているわけじゃないんです。

どうしてこの裁判をしているのかと、当初に帰ってというような、そういうような説明を求めた。これはあれじゃないですか、町のほうでは所有者と正式な契約に基づいて、何ら町の落ち度がなく契約したにもかかわらず、被告のほうに不法に建物を占拠していると。よって立ち退きをいただきたいと、こういう裁判、争いですよね。これを確認しておきます。

委員長（高坂 茂君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

その内容につきましては、平成25年の3月議会で調停にするという議案として提案して議決をいただいて、今訴訟になっていると、そういうふうに理解しております。

委員長（高坂 茂君）

10番、山本委員。

10番（山本 実君）

ですから私が聞いているのは、不法に占拠されているから争っているんですよねということをお尋ねしているんです。

委員長（高坂 茂君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

不法かどうかの議論はしているかどうか、私は確かめておりませんが、とにかく契約に基づいて退去していただきたいと、そういう内容になっているものと理解しています。

委員長（高坂 茂君）

10番、山本委員。

10番（山本 実君）

ですから不法に占拠されているんだと、そういうことであるわけですよ、今お話をしていることは。ここでお尋ねしたいわけなんです、いわゆる正式な契約に基づいてしているわけですよ、したわけですよ。正式な契約に基づいて、何ら町の落ち度がなく相手方と契約した。しかしながら立ち退きはされていない。それは契約者じゃなくて契約者の親族の方であると。こういう内容であるわけです。ですから、町のほうは正式な契約、住んでいらっしゃる方も話し合いをしなければならない、したと思うんですが、そのところを再度確認します。しているのか、していないのか。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

今、いろいろ副町長のほうから申し上げましたが、それらのことも不法ですとかというお

話ししていますが、不法という言葉が適当であるのかどうであるのか、洗いざらいお示しをして、法的な判断や何かの中でどうであるかということをお願いしていることをございます。そして今先ほどご報告したように、ご理解いただけるような方向で動いているということは非常にありがたいことだというふうに思っておりますので、この係争中に関しましては、今ここで差し出しているものをどうだろう、こうだろうというふうに私のほうから意見を述べるとはいかがかと思っておりますので、係争中ですので答弁は控えたいというふうに思います。

委員長（高坂 茂君）

10番、山本委員。

10番（山本 実君）

わかりました。これ以上質問いたしましても、恐らくまだ時間がかかりますから終わりますが、町長の答弁でありますと非常にいい方向に向かっていると、向いているようだということは、相手もかなり譲歩というふうなものか、そういうようなことがあってのことだと思います。何せ町では一番、何はともあれ危険な場所、何をさておいても一番整備をしなければならない場所であるということは、我々も執行者側もわかっていると思います。それが現在はこういうふうにして延びるに延びてきておりますから、再度膝を突き合わせていい方向におさまるように努力していただきたいと思います。答弁は結構です。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、9款から10款までの質疑を受けます。

145ページから184ページまでです。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、11款から最終13款までの質疑を受けます。

183ページから186ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

以上で歳出の質疑を終わります。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について質疑を受けます。

187ページから193ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成26年度六戸町一般会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

これをもちまして本日の日程を終わります。

次の委員会を9月9日午前10時より本会議室に招集いたしますので、本席より告知いたします。

以上で本日の決算特別委員会を散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

散会(午前11時17分)